さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を 改正する規則をここに公布する。

令和7年10月27日

さいたま市長 あり B 人

## さいたま市規則第105号

さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成24年さいたま市規 則第116号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市長が必要と認める図書等)	(市長が必要と認める図書等

第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要 | 第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要 と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)~(3) 「略]

(4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条 第1項の設計住宅性能評価書(日本住宅性能表 示基準(平成13年国土交通省告示第1346 号) 別表1の断熱等性能等級の等級5以上及び 一次エネルギー消費量等級の等級6以上に適合 していることを示すものに限る。) の交付を受 けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し

等)

と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定めるとおりとする。

 $(1)\sim(3)$  「略]

- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条 第1項の設計住宅性能評価書(日本住宅性能表 示基準(平成13年国土交通省告示第1346 号) 別表1の断熱等性能等級の等級5以上及び 一次エネルギー消費量等級の等級6に適合して いることを示すものに限る。)の交付を受けて いる場合 当該設計住宅性能評価書の写し
- (5) (6) 「略]

附 텕

(5) • (6) 「略]

この規則は、令和7年12月1日から施行する。